

部分の昇給を容れたのみにして大部分は之れを否認し難しとなしたのである、會社の困難なる經營狀態を察したる木下善市は八月十一日球丸下船船長一同と対策協議の際安永銀項核和の必要を述べたので、其の態度に對し一部船員は之れを軟弱なりとして當假罵倒する者ありて遂に船員側と海員組合側との間に内紛を生ずるに至り、十二日強硬分子十一名は一齊に下船をなし、且同船の出港時間に遅れしなかつたので會社側は之れに對し全而解雇手続を採つたのである。かくの如くにして十一名の犠牲者を出した海員組合側に在りては本件を急速に解決することとし八月三十日並に翌三十一日の兩日に且り會社側と種々妥協の結果次の條件を以て解決することとなつた。

十二、解決 條 件

- 1、食料金を各船共參照死増額し食料金は月初め支給する事
- 2、壽丸に對する港務員常置公暇支給の件は内規に依る事故罰金を以て充つる事
- 3、球丸水夫一名増員の件、陸丸水夫一名増員の件は何れもボイボクは之を見習を一名増員する事
- 4、何役賃は一船に付五圓値上共他重疊ものは考慮す。

以上